

令和2年度川越市食品衛生監視指導計画と平成31年度川越市食品衛生監視指導計画の対照表

令和2年度 川越市食品衛生監視指導計画	平成31年度川越市食品衛生監視指導計画
目 次	目 次
はじめに 1	はじめに 1
第1 基本方針 2	第1 基本方針 2
第2 監視指導計画の適用区域と適用期間 2	第2 監視指導計画の適用区域と適用期間 2
第3 監視指導の実施体制等に関する事項 3	第3 監視指導の実施体制等に関する事項 3
第4 監視指導計画 6	第4 監視指導計画 6
第5 計画の実施状況等の公表及び普及啓発事業の実施 19	第5 計画の実施状況等の公表及び普及啓発事業の実施 19
第6 食中毒等健康被害発生時の対応 21	第6 食中毒等健康被害発生時の対応 21
第7 食品等事業者の自主的衛生管理の推進 22	第7 食品等事業者の自主的衛生管理の推進 22
第8 食品衛生に係る人材育成・資質向上等 24	第8 食品衛生に係る人材育成・資質向上等 24
別表1 令和2年度 立入検査実施計画 25	別表1 平成31年度立入検査実施計画 25
別表2 令和2年度 収去検査実施計画 27	別表2 平成31年度収去検査実施計画 27
<p>はじめに</p> <p>この計画は、食品衛生法^{※1}第24条の規定により、食品衛生上の危害の発生防止の観点から川越市が実施する、食品の製造・販売施設、食鳥処理施設及び卸売市場に対する監視指導について策定したものです。また、食品等の生産・製造から販売までの実態や近年の食品による健康被害の発生状況、さらに川越市の監視指導の実施体制を含めた実行可能性も考慮して、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を行うことにより、市民の食生活の安全・安心を確保することを目的としています。</p> <p>川越市は、首都圏にありながら、商品作物を生産する近郊農業や交通の利便性を生かした食品の流通・製造業等が発展しています。また、蔵造りの町並みや川越まつりなど、歴史的、文化的遺産が数多く残り、川越市を訪れる観光客は非常に多く、年間約700万人を超えています。これらの地域特性を考慮して、食の安全・安心を確保するための施策を実施していきます。</p>	<p>はじめに</p> <p>この計画は、食品衛生法^{※1}第24条の規定により、食品衛生上の危害の発生防止の観点から川越市が実施する、食品の製造・販売施設、食鳥処理施設及び卸売市場に対する監視指導について策定したものです。また、食品等の生産・製造から販売までの実態や近年の食品による健康被害の発生状況、さらに川越市の監視指導の実施体制を含めた実行可能性も考慮して、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を行うことにより、市民の食生活の安全・安心を確保することを目的としています。</p> <p>川越市は、首都圏にありながら、商品作物を生産する近郊農業や交通の利便性を生かした食品の流通・製造業等が発展しています。また、蔵造りの町並みや川越まつりなど、歴史的、文化的遺産が数多く残り、川越市を訪れる観光客は非常に多く、年間730万人に達しています。これらの地域特性を考慮して、食の安全・安心を確保するための施策を実施していきます。</p>
第1 (略)	第1 (略)
第2 監視指導計画の適用区域と適用期間	第2 監視指導計画の適用区域と適用期間
1 (略)	1 (略)
2 適用期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	2 適用期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

第3 監視指導の実施体制等に関する事項

- 1 (略)
- 2 厚生労働省、関係自治体及び庁内との連携

【厚生労働省及び関係自治体との連携】

市の区域を越えて広域的に流通する食品等の違反情報への対応や食中毒発生時には、厚生労働省及び関係自治体食品衛生担当部局と連携を緊密にし、流通及び被害の拡大防止対策を講じます。特に広域的な食中毒事案が発生した場合には、広域連携協議会等により、相互に連携を図ることにより、食中毒患者等の広域にわたる発生及びその拡大防止に努めます。

また、各種会議や協議会等を通じて、食品衛生に関する問題の討議、監視指導状況や衛生対策について情報交換等を行います。

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故に関連し、食品の放射性物質検査の結果、基準値を超えたものについては、市の区域を越えて関係自治体と連携して当該品が流通することを防ぎます。

【庁内の連携】

(略)

- 3～5 (略)

第4 監視指導計画

- 1 (略)
- 2 重点的監視事項

(1) 施設別対策

ア～エ (略)

オ 東京2020オリンピック・ゴルフ競技開催に向けた監視指導

川越市は東京2020オリンピック・ゴルフ競技の会場となっており、会場及び周辺施設における食中毒予防等、衛生管理について監視指導を行います。

(2)～(3) (略)

(4) 適正な食品表示への対策

食品表示法に基づき、食品等事業者が適正な食品の表示をするように監視指導を行います。

また、生食用食肉については、規格基準及び衛生基準に基づいて、指導を行います。

食品・環境衛生課で指導する項目以外の表示事項に関しては、関係機関と連携協力し、適正表示に努めます。

第3 監視指導の実施体制等に関する事項

- 1 (略)
- 2 厚生労働省、関係自治体及び庁内との連携

【厚生労働省及び関係自治体との連携】

(1) 市の区域を越えて広域的に流通する食品等の違反情報への対応や食中毒発生時には、厚生労働省及び関係自治体食品衛生担当部局と連携を緊密にし、流通及び被害の拡大防止対策を講じます。特に広域的な食中毒事案が発生した場合には、広域連携協議会等により、相互に連携を図ることにより、食中毒患者等の広域にわたる発生及びその拡大防止に努めます。

また、各種会議や協議会等を通じて、食品衛生に関する問題の討議、監視指導状況や衛生対策について情報交換等を行います。

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故に関連し、食品の放射性物質検査の結果、基準値を超えたものについては、市の区域を越えて関係自治体と連携して当該品が流通することを防ぎます。

(2) 総合衛生管理製造過程承認施設に関する指導については関東信越厚生局と連携を図ります。

【庁内の連携】

(略)

- 3～5 (略)

第4 監視指導計画

- 1 (略)
- 2 重点的監視事項

(1) 施設別対策

ア～エ (略)

(2)～(3) (略)

(4) 適正な食品表示への対策

食品表示法に基づき、食品等事業者が適正な食品の表示をするように監視指導を行い、平成32年4月から新基準に基づく表示へのスムーズな移行が図られるよう周知を行います。

また、生食用食肉については、規格基準及び衛生基準に基づいて、指導を行います。

食品・環境衛生課で指導する項目以外の表示事項に関しては、関係機関と連携協力し、適正表示に努めます。

(5)～(9) (略)

3 施設への立入検査

(1) (略)

(2) 重点監視業種及び監視回数

業種ごとに、過去の食中毒の発生頻度、危害度、製造・販売される食品の流通の広域性及び営業の特殊性などを考慮して、監視の重要度の高い業種(施設)の順にA、B、C、D、Eの5ランクに分類し、各業種について年間の立入検査回数(目標)を別表1のとおり定めました。

ア Aランク監視業種(施設)……年12回

- ・ 食品の流通拠点である卸売市場及び卸売市場関係施設

イ Bランク監視業種(施設)……年2回

- ・ 学校給食関係施設
- ・ 認定小規模食鳥処理場
- ・ 食中毒等で前年度に行政処分を受けた施設

ウ Cランク監視業種(施設)……年1回

- ・ 大量調理又は広域流通食品を製造している業種(施設)
- ・ 食中毒の発生頻度は低いが、発生した際の危害度が高い業種(施設)又は統計的に食中毒の発生頻度が高い業種(施設)
- ・ 規格基準が定められた食品製造施設
- ・ 卸売市場に準じて市内に流通する食品等の拠点を担う大型量販店
- ・ 観光地や歓楽街等に位置する施設

エ Dランク監視業種(施設)……2～3年に1回

- ・ A～C及びEランク以外の業種(施設)

オ Eランク監視業種(施設)……更新時等の実情に応じて実施

- ・ 飲食店営業(スナック、バー等)
- ・ 自動販売機を利用して行う営業施設
- ・ 自動車を利用して行う営業施設
- ・ 行商、露店等

4 食品等の取去検査等

(1)、(2) (略)

(3) 取去検査計画

令和2年度の取去検査は、別表2の計画に基づき実施します。

5、6 (略)

第5 計画の実施状況等の公表及び普及啓発事業の実施

1 監視指導の計画と実施結果の公表

(5)～(9) (略)

3 施設への立入検査

(1) (略)

(2) 重点監視業種及び監視回数

業種ごとに、過去の食中毒の発生頻度、危害度、製造・販売される食品の流通の広域性及び営業の特殊性などを考慮して、監視の重要度の高い業種(施設)の順にA、B、C、D、E、Fの6ランクに分類し、各業種について年間の立入検査回数(目標)を別表1のとおり定めました。

ア Aランク監視業種(施設)……年12回

- ・ 食品の流通拠点である卸売市場及び卸売市場関係施設

イ Bランク監視業種(施設)……年3回

- ・ 認定小規模食鳥処理場

ウ Cランク監視業種(施設)……年2回

- ・ 大量調理又は広域流通食品を製造している業種(施設)
- ・ 統計的に食中毒の発生頻度が高い業種(施設)
- ・ 食中毒等で前年度に行政処分を受けた施設

エ Dランク監視業種(施設)……年1回

- ・ 食中毒の発生頻度は低いが、発生した際の危害度が高い施設

- ・ 規格基準が定められた食品製造施設

- ・ 卸売市場に準じて市内に流通する食品等の拠点を担う大型量販店
- ・ 観光地や歓楽街等に位置する施設

オ Eランク監視業種(施設)……2～3年に1回

- ・ A～D及びFランク以外の業種(施設)

カ Fランク監視業種(施設)……更新時等の実情に応じて実施

- ・ 飲食店営業(スナック、バー等)
- ・ 自動販売機を利用して行う営業施設
- ・ 自動車を利用して行う営業施設
- ・ 行商、露店等

4 食品等の取去検査等

(1)、(2) (略)

(3) 取去検査計画

平成31年度の取去検査は、別表2の計画に基づき実施します。

5、6 (略)

第5 計画の実施状況等の公表及び普及啓発事業の実施

1 監視指導の計画と実施結果の公表

令和2年度の監視指導計画とその実施結果及び収去検査結果等の概要については、令和3年6月末日までに公表します。また、夏期食中毒予防対策及び年末一斉監視の結果については、随時公表します。

2 (略)

第6 (略)

第7 食品等事業者の自主的衛生管理の推進

1、2 (略)

3 HACCP導入の推進

平成27年6月30日に川越市食品衛生法施行条例の一部改正を行い、営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準について、従来の管理運営基準に加え、新たにHACCP導入型基準を設定しました。営業者は、従来の管理運営基準又はHACCP導入型基準のいずれかを選択して衛生管理を行うことになりました。

また、平成30年6月の食品衛生法一部改正により、HACCPに沿った衛生管理が原則全ての食品等事業者に対し、義務化されることとなったことを踏まえ、監視指導時、許可申請時等に食品等事業者の業種、業態規模、HACCPに沿った衛生管理の実施状況等を確認し、施設に応じた助言、指導等により、HACCPに沿った衛生管理の普及啓発及び導入の推進を図ります。

併せて、引き続き、食品等事業者に対するHACCP講習会を実施します。

4、5 (略)

第8 (略)

平成31年度の監視指導計画とその実施結果及び収去検査結果等の概要については、平成32年6月末日までに公表します。また、夏期食中毒予防対策及び年末一斉監視の結果については、随時公表します。

2 (略)

第6 (略)

第7 食品等事業者の自主的衛生管理の推進

1、2 (略)

3 HACCP導入の推進

平成27年6月30日に川越市食品衛生法施行条例の一部改正を行い、営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準について、従来の管理運営基準に加え、新たにHACCP導入型基準を設定しました。営業者は、従来の管理運営基準又はHACCP導入型基準のいずれかを選択して衛生管理を行うことになりました。

また、平成30年6月の食品衛生法一部改正により、HACCPが原則全ての食品等事業者に対し、義務化されることとなったことを踏まえ、引き続き、食品等事業者に対するHACCP講習会を実施します。

併せて、監視指導時等に食品等事業者の業種や業態規模などに応じた助言等により、HACCP導入の衛生管理の普及啓発及び導入の推進を図ります。

4、5 (略)

第8 (略)